

令和6年度

監 査 計 画

鶴岡市監査委員

I 実施方針 [基準第 13 条第 1 項]

本市を取り巻く社会・経済環境は大きく変化しており、特に急速な人口減少と少子高齢化による地域の活力減退が懸念される中、現下の原油価格・物価高騰等による市民生活や経済活動への影響により、先行きは不透明で厳しい状況が続くことが危惧されている。これらの諸課題に加え、公共施設の老朽化への対応、社会環境の変容を踏まえた行政のデジタル化などへの重点的な取組をなど、行政サービスの品質の見直し・改善、新たな価値の創造による総合計画の着実な推進が求められている。

近年の状況として、財政運営の面では、普通交付税の優遇措置が終了した一方で、合併特例期間中に肥大した歳出の見直し・縮小が進まず、社会保障関係費の自然増などもあり、単年度ベースでは歳出が歳入を超過する状況が続いている。電気料金・燃料費をはじめとする経常経費の増大が、更なる財政負担として重くのしかかる中、今後は、公債費が 80 億円台の高止まりで推移する見込みであり、全庁を挙げてのさらなる歳出改革が急務となっている。

従来から本市の監査等事務は、行財政運営の健全性と透明性の確保に寄与し、もって住民の福祉の増進と市政への信頼確保に資することを基本的な目的として行ってきた。日常的な事務執行の面では、なお不適切な事案が継続的に発生しているものの、合規性と正確性の漸進的な向上と不正行為の未然防止が図られていると考えられる。

今後とも限られた監査資源を活かし、監査対象について広い視野を確保する一方、実施に当たっては選択と集中により効果的かつ効率的な実施を図ることとする。

監査等の実施に係る重点項目は以下のとおりとする。

(1) 遵法意識の向上につながる監査

正確性と合規性を行政事務の基礎として重視する。うち合規性に関しては規範と実態が乖離しないよう、規範の遵守と適切な規範整備の両面を意識する。

(2) 指導に重点を置いた監査

不適切とされる理由についての理解を促進し、また改善方法をあらかじめ想定した上で指導するなど、一方的な指摘にとどまらない監査等を行う。

(3) リスクに対応した監査

効果的かつ効率的に監査等を実施するため、監査等の対象に係るリスクの内容と程度、及び内部統制の整備・運用状況を考慮した監査を行う。

注 法令等の略称については以下のとおりとする。

「法」	地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
「公企法」	地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）
「健全化法」	地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）
「条例」	鶴岡市監査委員条例（平成 17 年条例第 41 号）
「基準」	鶴岡市監査基準（令和 2 年鶴岡市監査委員訓令第 1 号）

Ⅱ 年間監査計画 [基準第 13 条第 3 項]

1. 実施する監査等の種類

下表のうち(1)については、別紙「監査等実施予定時期」に基づき計画的に実施する。ほか(2)は必要があると認めた場合、(3)は請求又は要求があった場合にのみ実施する。

分類	監査等の種類	根拠規定		
		法律	条例	基準第 4 条
(1) 期日を定めて行う監査等	A 定期監査			
	ア 財務監査 (定期監査)	法第 199 条第 1 項、第 4 項	第 3 条	第 1 項第 1 号、第 2 項
	イ 財政援助団体等に対する監査 (うち定期的に行うもの)	法第 199 条第 7 項	第 5 条	第 1 項第 6 号
	B 例月出納検査			
	ウ 例月現金出納検査	法第 235 条の 2 第 1 項	第 7 条	第 1 項第 10 号
	C 決算等審査			
	エ 決算審査	法第 233 条第 2 項 公企法第 30 条第 2 項	第 6 条	第 1 項第 11 号
オ 基金の運用状況審査	法第 241 条第 5 項	第 6 条	第 1 項第 12 号	
カ 健全化判断比率審査	健全化法第 3 条第 1 項	第 6 条	第 1 項第 13 号	
キ 資金不足比率審査	健全化法第 22 条第 1 項	第 6 条	第 1 項第 14 号	
(2) 必要があると認めるときに行う監査	ク 財務監査 (随時監査)	法第 199 条第 1 項、第 5 項	第 4 条	第 1 項第 1 号、第 2 項
	ケ 行政監査	法第 199 条第 2 項	第 4 条	第 1 項第 2 号
	コ 財政援助団体等に対する監査 (うち随時に行うもの)	法第 199 条第 7 項	第 5 条	第 1 項第 6 号
	サ 公金の収納又は支払事務に関する監査 (うち随時に行うもの)	法第 235 条の 2 第 2 項 公企法第 27 条の 2 第 1 項	第 8 条	第 1 項第 7 号
(3) 請求又は要求による監査	・住民の直接請求に基づく監査	法第 75 条第 1 項	第 2 条	第 1 項第 3 号
	・議会の請求に基づく監査	法第 98 条第 2 項	第 2 条	第 1 項第 4 号
	・市長の要求に基づく監査	法第 199 条第 6 項	第 2 条	第 1 項第 5 号
	・財政援助団体等に対する監査 (うち長の要求によるもの)	法第 199 条第 7 項	第 5 条	第 1 項第 6 号
	・公金の収納又は支払事務に関する監査 (うち長の要求によるもの)	法第 235 条の 2 第 2 項 公企法第 27 条の 2 第 1 項	第 8 条	第 1 項第 7 号
	・住民監査請求に基づく監査	法第 242 条第 1 項	第 2 条	第 1 項第 8 号
	・市長又は企業管理者の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査	法第 243 条の 2 の 2 第 3 項 (公企法第 34 条で準用)	第 2 条	第 1 項第 9 号

2. 実施内容

(1) 期日を定めて行う監査等

A 定期監査

ア 財務監査（定期監査）

[本所・地域庁舎]

監査等の対象	対象年度は前年度とする。 対象組織は市の全ての部課等とする。
実施予定時期	別紙「監査等実施予定時期」による。
実施体制	基本的には課等を単位として、本所では班別（2班）、地域庁舎では職員別に分担する。特定テーマに係る担当者は別に定める。 具体的には別途、職員の事務分担表により定める。
実施方法	書面監査を基本とし、本所監査事務室または地域庁舎で行う。
留意点	経理事務、契約事務、財産管理事務等が法令に適合し、正確で、経済的、効果的かつ効率的に、住民の視点に立ち行われているかを主眼とする。関係書類及び帳票等を中心に、統合内部事務システムを活用した監査を実施する。 なお、組織的なチェックの不備による指摘等が例年多く見受けられることから、引き続き組織の内部統制が適切に機能しているかどうかに着目する。また、繰り返される同内容の指摘事項については、是正・改善が確実に図られるよう重点的に指導する。

[小中学校・市立保育園]

監査等の対象	対象年度は前年度とする。 対象施設は別紙「監査等実施予定時期」による。なお全ての小中学校・市立保育園から、各施設がおおむね4年周期の実施となるよう選定している。
実施予定時期	別紙「監査等実施予定時期」による。 鶴岡地域の小中学校は教育委員会、保育園は子育て推進課、鶴岡地域以外は各地域庁舎の定期監査にあわせて行う。
実施体制	本所・地域庁舎とあわせて定める。
実施方法	書面監査を基本とし、本所監査事務室または地域庁舎で行う。 必要に応じて出向監査を実施する。
留意点	本所・地域庁舎と同様とするが、対象施設の性質による固有の問題点の有無に留意する。

イ 財政援助団体等に対する監査（うち定期的に行うもの）

監査等の対象	対象年度は前年度とする。 対象団体等は別紙「監査等実施予定時期」による。なお全出資法人と指定管理者から、年度ごとに次の方法により対象団体等を選定している。 ・出資法人については、鶴岡市開発公社は毎年度、それ以外の全法人についてはおおむね3年周期の実施となるよう選定している。 ・出資法人を除く指定管理者については、おおむね4年周期の実施となるよう選定している。
実施予定時期	別紙「監査等実施予定時期」による。 基本的には当該団体等の所管部課等の定期監査にあわせて行う。ただし鶴岡市開発公社、及び各地域の自治振興会等は、財務監査とは別日程を設定する。
実施体制	財務監査とあわせて定める。
実施方法	書面監査を基本とし、本所監査事務室または地域庁舎で行う。 必要に応じて出向監査を実施する。
留意点	財政援助等に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼とする。また団体等に対する所管部課等の指導監督が適正かどうかにも着目する。

B 例月出納検査

ウ 例月現金出納検査

監査等の対象	対象年度は当年度とする。 対象事務は現金出納に係る全ての会計とする。
実施予定時期	条例の規定により原則として毎月25日に行う。
実施体制	会計ごとに担当者を置いて分担する（一般会計、特別会計と基金、病院事業会計、水道事業会計、下水道事業会計の5区分）。 具体的には別途、職員の事務分担表により定める。
実施方法	各会計担当課より提出された資料により、本所監査事務室で行う。
留意点	各会計の歳計現金・歳入歳出外現金・基金に属する現金の出納・保管について、関係諸表等の正確性を検証するとともに、現金出納事務が適正に行われているかどうかを主眼として検査する。

C 決算等審査

- エ 決算審査
- オ 基金の運用状況審査
- カ 健全化判断比率審査
- キ 資金不足比率審査

監査等の対象	法の規定に基づき、前年度の決算について実施する。
実施予定時期	市長が決算を9月議会定例会の認定に付す日程と調整しながら、7～8月に行う。
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・エ 決算審査、オ 基金の運用状況審査については、会計ごとに担当者を置いて分担する（一般会計、特別会計と基金、病院事業会計、水道事業会計、下水道事業会計の5区分）。 ・カ 健全化判断比率審査、キ 資金不足比率審査については、会計別の担当者とは別に担当者を置く。 <p>具体的には別途、職員の事務分担表で定める。</p>
実施方法	各会計担当課より提出された資料により、本所監査事務室で行う。
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・エ 決算審査については、各会計の決算書及び関係諸表の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行、財産管理及び会計の適正性、効率性、健全性などについて、定期監査・例月出納検査も活用しながら迅速かつ的確な審査を実施する。 ・オ 基金の運用状況審査については、基金の運用状況を示す書類の正確性を検証するとともに、基金の運用が適正かつ効率的に行われたかどうかを主眼として行う。 ・カ 健全化判断比率審査、キ 資金不足比率審査については、健全化判断比率及び資金不足比率が法令に基づき適正に算定されているかどうかを主眼として行う。

(2) 必要があると認めるときに行う監査

定期監査の実施時に行うもの以外に必要なと認めるときは、条例の規定に基づき市長及び関係のある委員会等へ通知した上で随時実施する。

ク 財務監査（随時監査）

ケ 行政監査

コ 財政援助団体等に対する監査（うち随時に行うもの）

サ 公金の収納又は支払事務に関する監査

監査等の対象	必要があると認められた事項に関して、その都度定める。
実施予定時期	その都度定める。
実施体制	その都度定める。
実施方法	その都度定める。
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・ク 財務監査（随時監査）について 定期監査の際、一定の監査期間を確保して詳細な監査を行うべき事案を発見した場合は、当該部分を随時監査として位置づけ、別日程として実施する。監査終了後に基準第 20 条による報告等の提出等と基準第 23 条の公表をするときは、財務監査・財政援助団体等監査に係るものとは別個に行う。 ・ケ 行政監査について 定期監査の際、財務以外の事務の執行について指摘すべき事案を発見した場合は、当該部分を行政監査として位置づけた上で必要な対応を行う。この場合、市長及び関係のある委員会等への通知は、条例第 4 条ただし書きの規定に基づき省略する。また監査終了後に基準第 20 条による報告等の提出等と基準第 23 条の公表をするときは、財務監査・財政援助団体等監査に係るものとは別個に行う。 ・コ 財政援助団体等に対する監査について 定期監査と同時に実施するものに関しては、出資法人と指定管理者から年次的に対象を選定しているが、そのほか定期監査の結果として、年間計画にない出資法人と指定管理者に関する監査、または補助金等の交付団体に関する監査が必要と認められた場合には、定期監査とは別に随時実施する。

(3) 請求又は要求による監査

以下の監査については、請求または要求があったとき、請求または要求に応じた監査対象と実施時期、実施体制、実施方法等をその都度定めて行う。

- ・住民の直接請求に基づく監査
- ・議会の請求に基づく監査
- ・市長の要求に基づく監査
- ・財政援助団体等に対する監査（うち市長の要求によるもの）
- ・公金の収納又は支払事務に関する監査
- ・住民監査請求に基づく監査
- ・市長又は企業管理者の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査

Ⅲ 品質管理方針 [基準第 11 条第 1 項]

鶴岡市監査基準（令和 2 年鶴岡市監査委員訓令第 1 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき、本市における監査等を適切に実施するために必要な品質管理の基本方針及び基本手続を次のとおり定める。

1. 基本方針

監査等の品質管理について、次に掲げる点に留意して取り組む。

- (1) 鶴岡市監査基準、実施方針、年間監査計画、実施計画のもとで、実施計画に定める監査の重点事項及び着眼点を踏まえて、監査等が適切に実施されているか。
- (2) 指摘事項に関する監査手続及び監査時に徴取した裏付け資料等の監査記録は合理的かつ十分なものであるか。
- (3) 監査結果報告等の記述は、市民にとってわかりやすいか。

2. 基本手続

基本方針を踏まえ、下記の手続により品質管理を行う。

(1) 日常的な品質管理

監査委員は、定期監査に係る検討会など、事務局職員の見識を総合的に生かして全体の品質向上を図る場を設けるよう努める。

事務局長は、他の事務局職員の行う監査等事務の品質を確認し、必要があれば是正する。

事務局職員は、担当する監査等事務の実施を通じて日常的な品質の維持に努める。

(2) 定期的な品質管理

監査委員は、定期的に監査記録等の整備状況と記録内容を検査して品質が維持されていることを確認し、これにより以後の品質の維持向上を図る。